

経済産業省

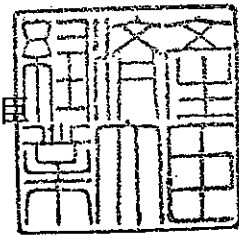
第24回原子力委員会
資料第2-1号

平成20・12・16原第3号

平成21年6月26日

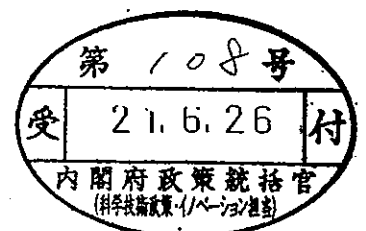
原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業
の変更許可について（諮問）

日本原燃株式会社 代表取締役社長 児島 伊佐美から、平成20年12月16日付け平20濃計発第266号（平成21年6月18日付け平21濃計発第55号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第16条第3項において準用する法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。



法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 本申請に係る変更内容について

(1) 新型遠心機への更新等

既設遠心機によるカスケード設備の一部（RE-2A（150tSWU/年））のうち、75tSWU/年分を撤去し、新型遠心機によるカスケード設備に順次更新する。これに伴い、新型遠心機の高周波インバータ装置を設置する室を新たに設け、高周波インバータ装置を設置する。

(2) 使用済遠心機の保管建屋設置等

撤去した使用済遠心機等を保管廃棄するため、使用済遠心機保管建屋を設置する。なお、使用済遠心機保管建屋が完成するまでの間、撤去した使用済遠心機を既設のCウラン貯蔵室に一時的に保管する。

(3) 放射性固体廃棄物の保管廃棄能力の変更

既設Bウラン濃縮廃棄物室における放射性固体廃棄物の保管廃棄能力を約1,200本（200Lドラム缶換算）から約4,400本（200Lドラム缶換算）に変更する。また、新設する使用済遠心機保管建屋に使用済遠心機保管室（約555tSWU/年相当分の金属胴遠心機）、Cウラン濃縮廃棄物室（約2,800本（200Lドラム缶換算））及びDウラン濃縮廃棄物室（約4,200本（200Lドラム缶換算））を設ける。

2. 許可の基準への適合について

(1) 法第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請は既設遠心機によるカスケード設備の一部を撤去し、新型遠心機によるカスケード設備に更新等を行うものであり、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力に変更はなく、核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはない認められる。

(2) 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る工事に要する資金のうち、新型遠心機の設置等に係る工事については、日本政策投資銀行資金及び一般借入金により調達し、充当する計画であり、既設遠心機の撤去及び使用済遠心機保管建屋の設置に係る工事については、電力会社からその相当額を受領し、充当する計画である。このように、本変更に係る工事に要する資金の確保に見通しがあること、及び収支見積りについては累積債務の返済に見通しがあることから、加工事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。